

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
施設検査実施要領書

原子力規制委員会

改訂来歴

回数	改訂内容	年月日
一	新規制定	令和元年10月8日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	3
VI 添付資料	3

I 検査目的及び項目

本検査は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第55条の2第1項に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「規則」という。）第2条の2第2項の規定に係る核燃料物質の使用施設等の施設検査申請*¹があったプルトニウム廃棄物処理開発施設への管理区域境界閉止壁の設置及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設3階保管室の一部の固体廃棄施設への変更工事について、規則第2条の5に定める工事の技術上の基準*²に適合していることを確認するため、施設検査の実施要領書を以下のとおり定める。

1. 材料検査
2. 外観検査
3. 閉じ込め検査
4. 保管能力検査

*1：施設検査申請書に対する確認結果は別添に示す。

*2：工事の技術上の基準への適用条項については、以下とする。

- a. プルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁の設置
 - 第1号（閉じ込めの機能）
 - 第4号（汚染の除去）
 - 第6号（火災等による損傷の防止）
 - 第7号（立ち入りの防止）
- b. 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設3階保管室の一部の固体廃棄施設への変更
 - 第36号（使用の変更の許可の申請書の記載事項及び許可条件）

II 検査場所

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
茨城県那珂郡東海村大字村松4番地33

III 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲
プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、

使用施設の位置、構造及び設備のうち、
使用施設の構造のうち、
プルトニウム廃棄物処理開発施設（管理区域境界閉止壁）

廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、
固体廃棄施設のうち、
固体廃棄施設の構造のうち、
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設（3階保管室の一部）

2. 使用変更許可年月日及び許可番号
平成31年1月16日 原規規発第1901162号

IV 検査方法

1. 材料検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

検査対象設備のうちプルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁の材料が、施設検査実施要領書表-1記載のとおりであることを申請者の品質記録等により確認する。（添付資料-2 表-1参照）

2. 外観検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

b. 検査手順

検査対象設備のうちプルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁が設置され、人がみだりに管理区域内に立ち入れない構造となっていること、及び汚染が除去しやすい仕上げであり、その外観に、有害な傷、変形等がないことを立会いにより確認する。（添付資料-2 図-3参照）

3. 閉じ込め検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

検査対象設備のうちプルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁の設置により、設置エリアが負圧であることを立会いにより確認する。（添付資料－2 図－2 参照）

4. 保管能力検査

a. 検査前確認事項

- (1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- (2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- (3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。

b. 検査手順

検査対象設備のうち第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設3階保管室の一部を固体廃棄施設へ変更することで、許可要件として、固体廃棄物の保管能力として200リットルドラム缶換算で36000本保管するために必要な保管面積（6000m²以上）が変更されていないことを申請者の品質記録等により確認した上で、変更した面積が771.85m²以上であることを申請者の品質記録等により確認する。（添付資料－2 図－4 及び図－5 参照）

V 判定基準

1. 材料検査

材料が施設検査実施要領書表－1記載のとおりであること。

2. 外観検査

管理区域境界閉止壁が設置され、人がみだりに管理区域内に立ち入れない構造となっていること、及び汚染が除去しやすい仕上げであり、その外観に、有害な傷、変形等がないこと。

3. 閉じ込め検査

設置エリアを負圧状態に維持できること。

4. 保管能力検査

面積が771.85m²以上であること。

VI 添付資料

添付資料－1 立会区分表

添付資料－２ 関連図面等一覧

- (1／6) 図－1 プルトニウム廃棄物処理開発施設関連施設の位置
- (2／6) 図－2 プルトニウム廃棄物処理開発施設 1階平面図
- (3／6) 図－3 プルトニウム廃棄物処理開発施設 管理区域閉止壁
- (4／6) 図－4 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 3階平面図
- (5／6) 図－5 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 3階保管室（旧予備室）
詳細図
- (6／6) 表－1 主要部材材料表

添付資料－３ 施設検査成績書様式

別添

施設検査申請に係る工事の内容が、使用変更許可申請書に基づいた設計方針によるものであること及び使用規則第2条の5（工事の技術上の基準）に適合していることについての確認結果。

立会区分表

施設名	設備等の名称	耐震クラス	立会区分				備考
			材料検査	外観検査	閉じ込め検査	保管能力検査	
プルトリウム 廃棄物処理 開発施設	管理区域境界閉止壁	C s	B	A	A	—	[記号説明] A：立会検査 B：記録検査
			—	—	—	B	
第二プルトリウム 廃棄物 貯蔵施設	3階保管室の一部		—	—	—		

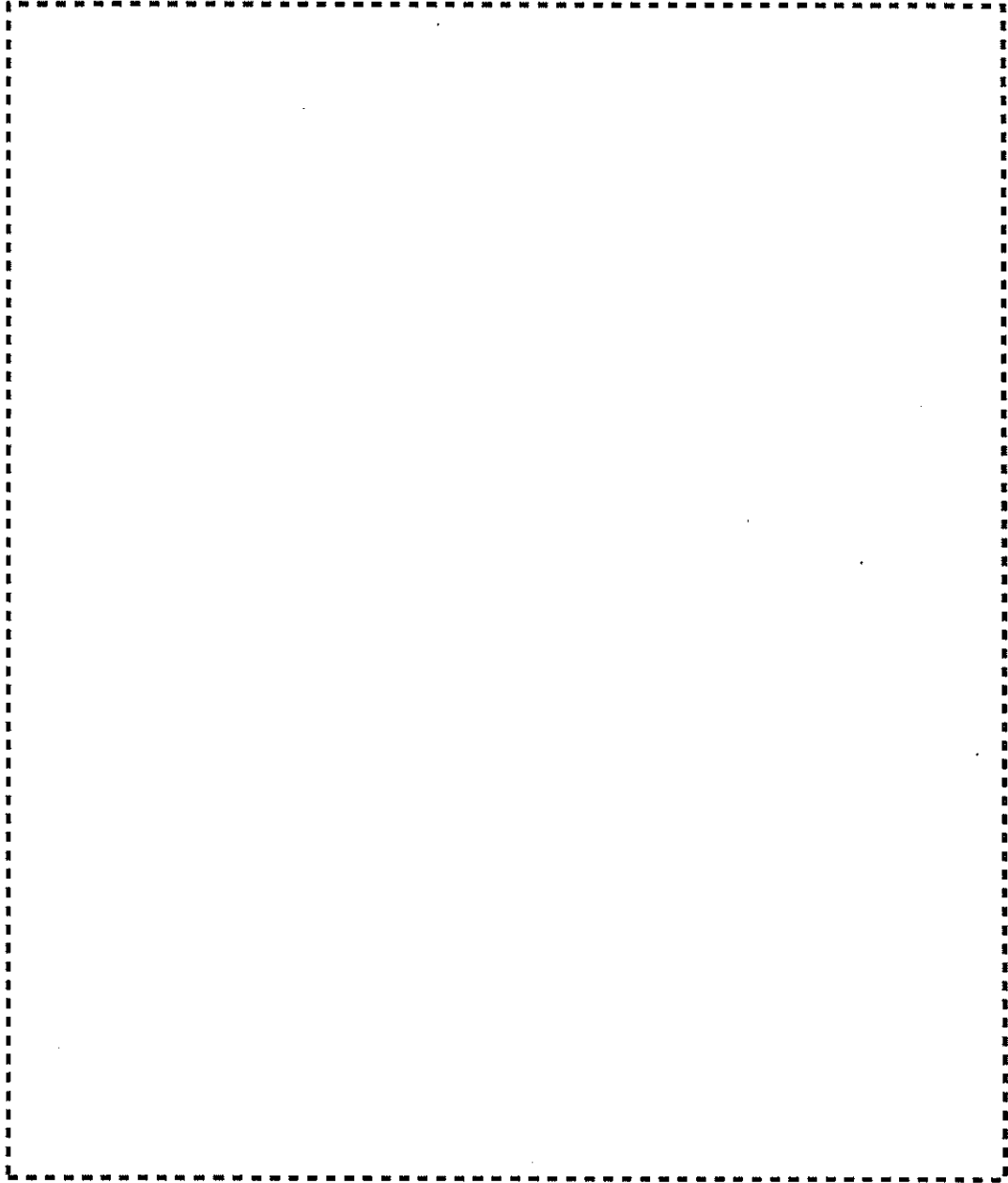
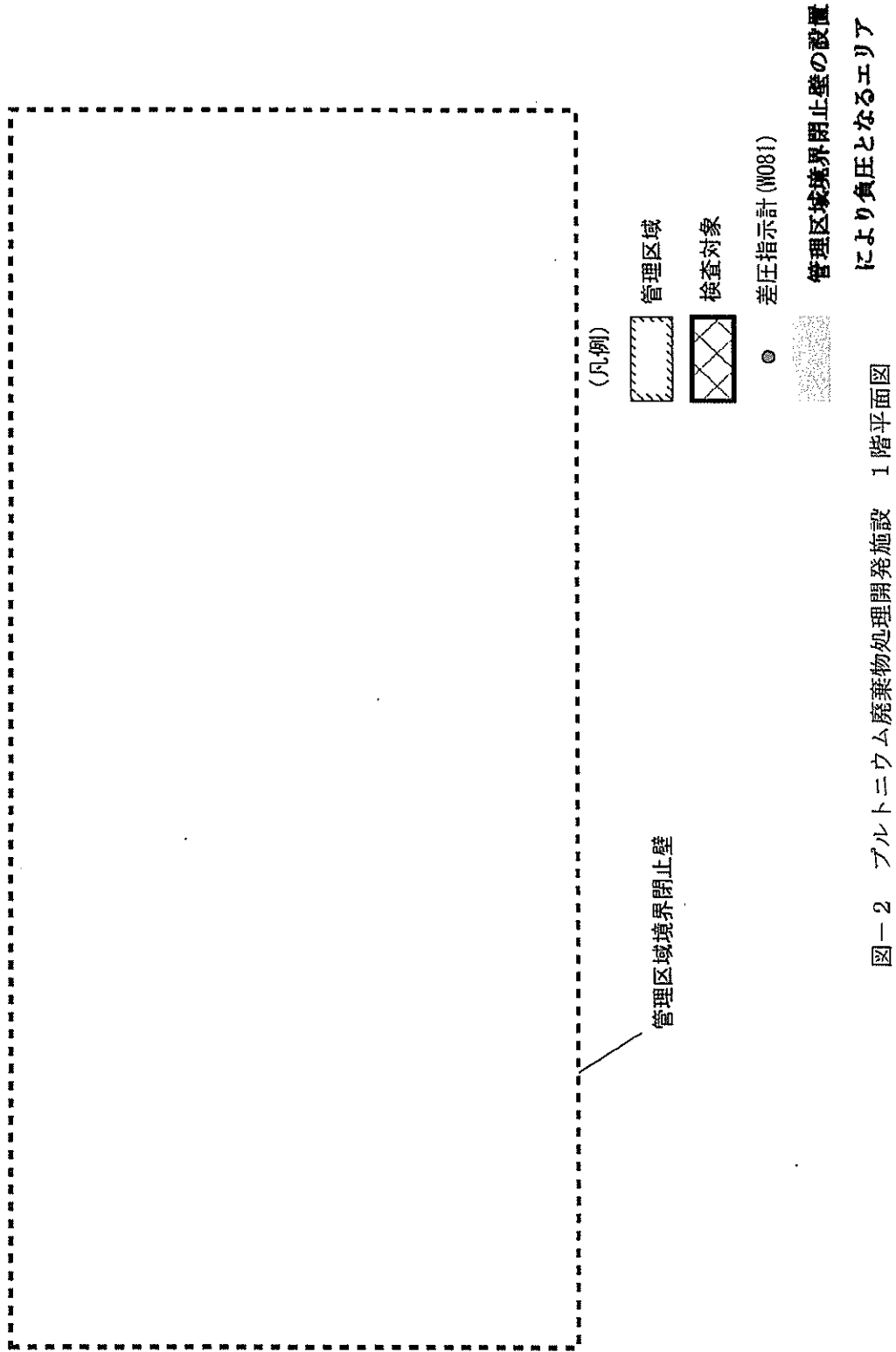
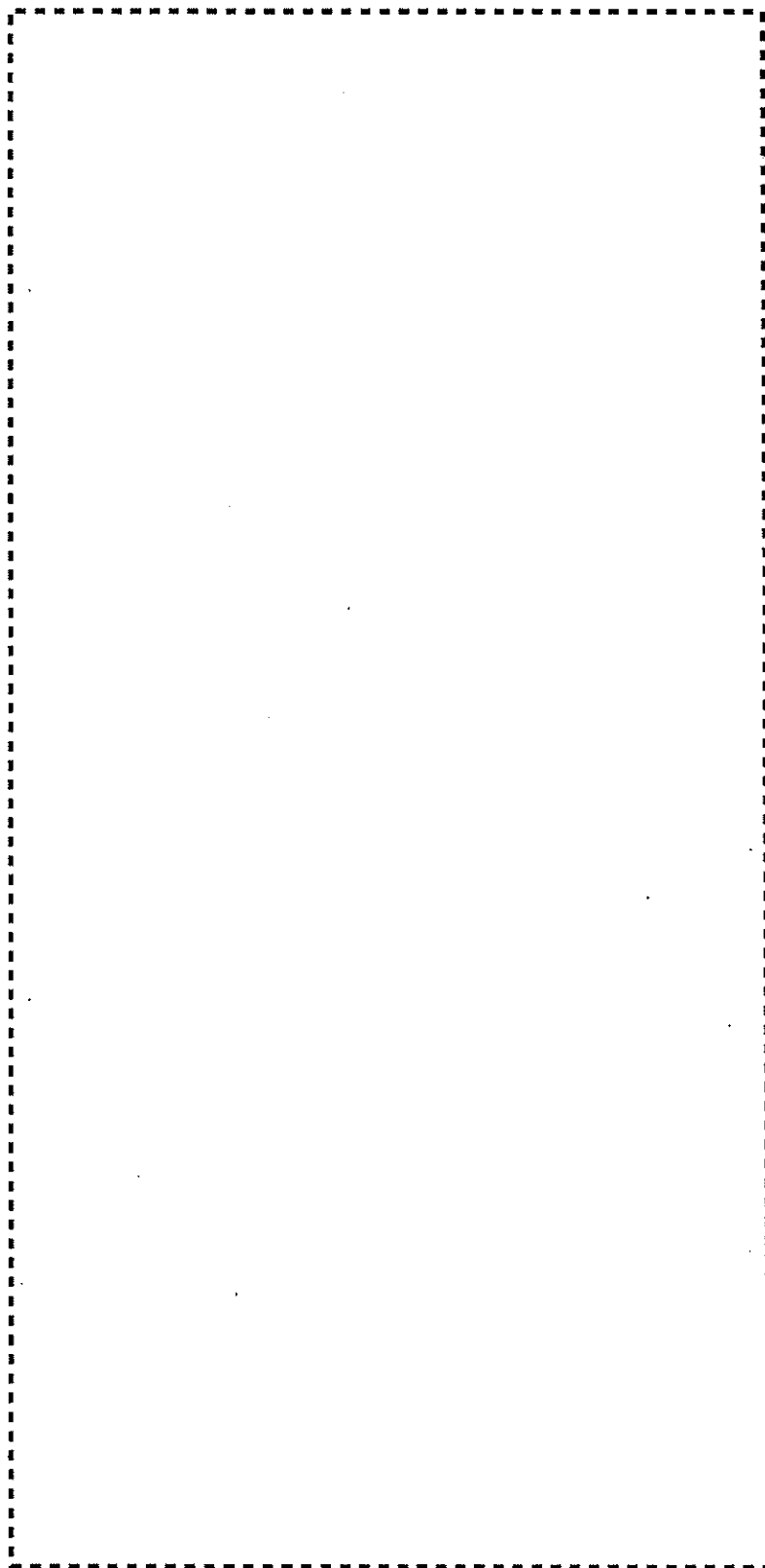


図-1 プルトニウム廃棄物処理開発施設関連施設の位置

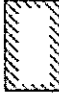




注) ()は参考
単位 mm

図-3 プルトニウム廃棄物処理開発施設 管理区域閉止壁

(凡例)

 : 管理区域

 : 検査対象

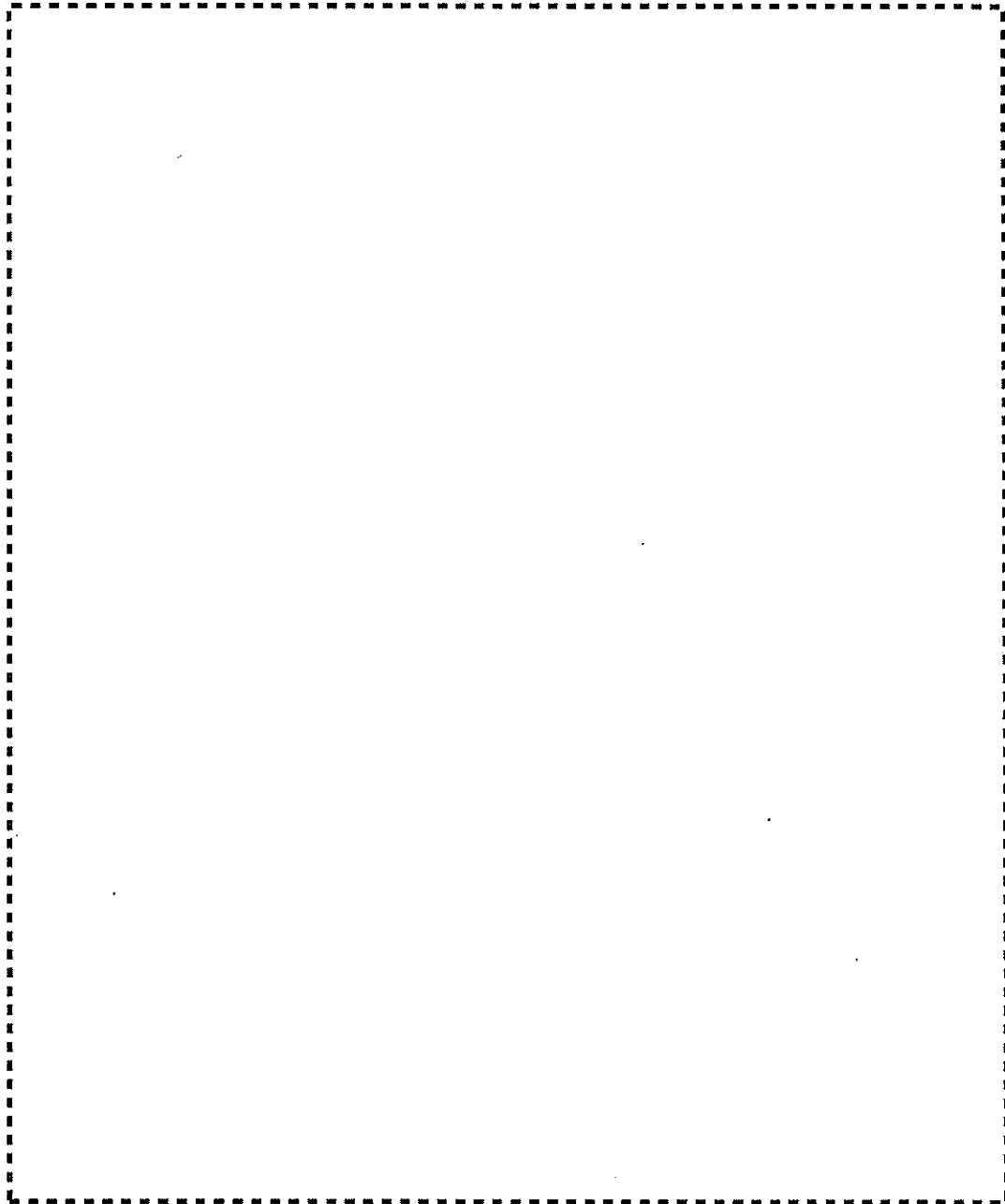


図-4 第二ブルトニウム廃棄物貯蔵施設 3階平面図

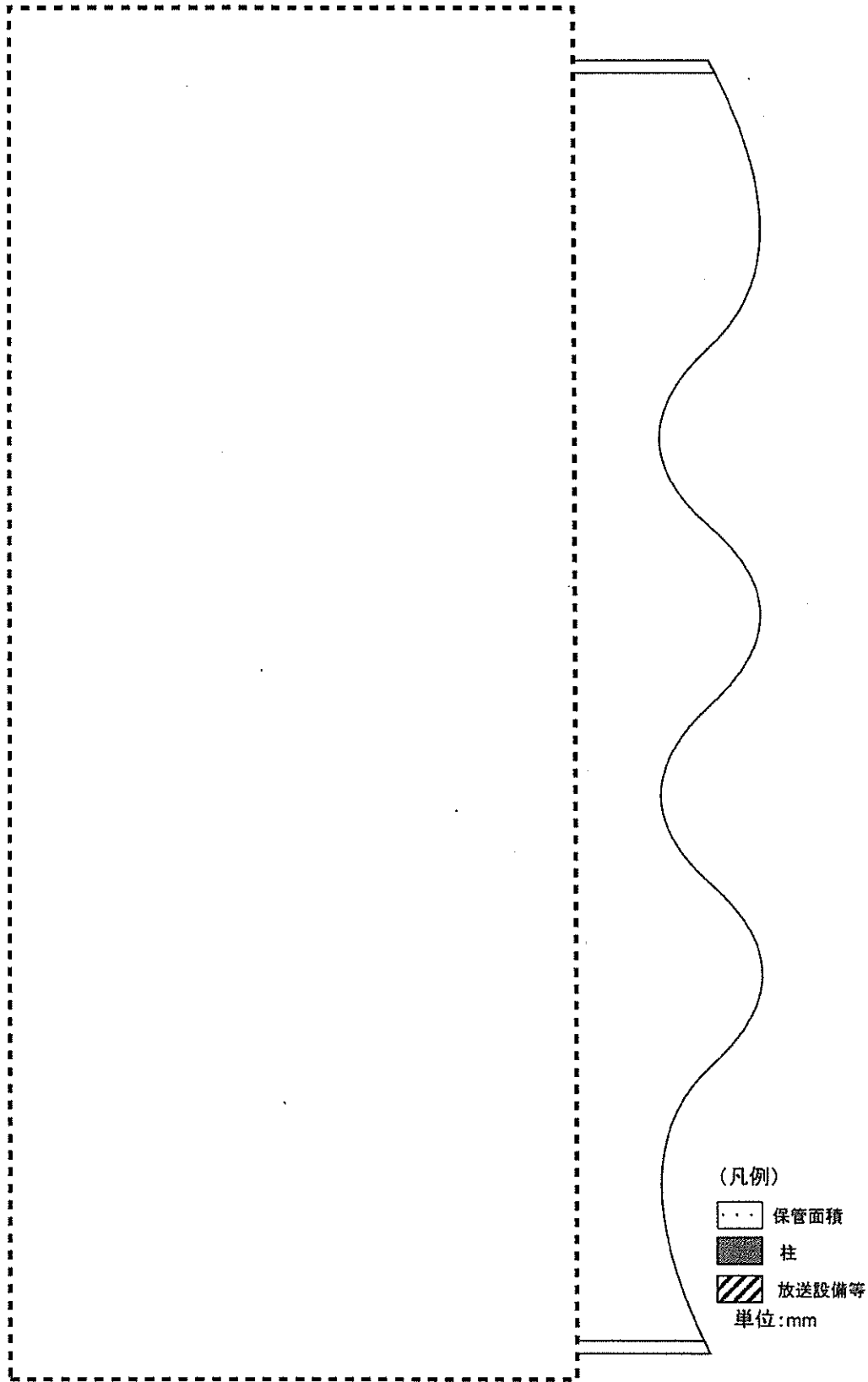


図-5 第二プルトリウム廃棄物貯蔵施設 3階保管室(旧予備室)詳細図

表-1 主要部材材料表

検査対象	材 質	規 格	備 考
差筋アンカー	SS400	JIS G3101	図-3 参照
壁筋	SD295A	JIS G3112	
壁補強筋	SD295A	JIS G3112	
スパイラル筋	SWM-P	JIS G3532	
金属板※	SS400	JIS G3101	
アンカーボルト	SS400	JIS G3101	
ナット	SWRCH10R	JIS G3507-1	
コンクリート	普通コンクリート	JIS A5308	
塗料	塩化ビニル樹脂エナメル	JIS K5582	

※ 金属板については、閉止壁のコンクリート面の保護を目的として設置したものである。

なお、金属板の有無に関係なく、閉止壁は鉄筋コンクリート造であり耐火構造である。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
施設検査成績書

原子力規制委員会

施設検査成績書

申請者及び事業所名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所		
検査範囲	別紙－１のとおり		
検査場所	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 茨城県那珂郡東海村大字村松４番地３３		
申請年月日及び 申請番号			
検査項目	検査年月日	結果	摘要
材料検査	年 月 日		別紙－２及び別紙－３のとおり
外観検査	年 月 日		別紙－４及び別紙－５のとおり
閉じ込め検査	年 月 日		別紙－６及び別紙－７のとおり
保管能力検査	年 月 日		別紙－８及び別紙－９のとおり
原子力施設検査官			
検査立会責任者 (役 職 名)			
備 考			

○検査範囲

プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、
使用施設の位置、構造及び設備のうち、
使用施設の構造のうち、
プルトニウム廃棄物処理開発施設（管理区域境界閉止壁）

廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、
固体廃棄施設のうち、
固体廃棄施設の構造のうち、
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設（3階保管室の一部）

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

検査項目： 材料検査

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 （管理区域境界閉止壁）		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	

材 料 検 査 記 録

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
 検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 核燃料サイクル工学研究所

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 (管理区域境界閉止壁)		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
材料が施設検査実施要領書表－ 1 のとおりである こと。			
備 考： ・ 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査項目：外観検査

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 (管理区域境界閉止壁)		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	

外 観 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 (管理区域境界閉止壁)		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
管理区域境界閉止壁が設置され、人がみだりに管理区域内に立ち入れない構造となっていること、及び汚染が除去しやすい仕上げであり、その外観に、有害な傷、変形等がないこと。			
備 考： <ul style="list-style-type: none"> ・ 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。 			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査項目：閉じ込め検査

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 (管理区域境界閉止壁)		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記 録	
(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記 録	
(3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記 録	
備 考：			
<ul style="list-style-type: none"> ・本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。 			

閉じ込め検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 使用施設の位置、構造及び設備のうち、 使用施設の構造のうち、 プルトニウム廃棄物処理開発施設 (管理区域境界閉止壁)		
判定基準		結果	検査方法
設置エリアを負圧状態に維持できること。			
<p>備考：</p> <ul style="list-style-type: none"> 立会検査で使用した検査用計器を別紙－ 1 0 に示す。 負圧指示計 (W 0 8 1) の指示値： _____ P a 本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。 			

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日： 年 月 日

検査場所： 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査項目：保管能力検査

検査範囲	<p style="text-align: center;">プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、 固体廃棄施設のうち、 固体廃棄施設の構造のうち、 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (3階保管室の一部)</p>		
確 認 事 項	結 果	確 認 方 法	
(1) 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記 録	
(2) 必要な図面等が準備されていることを確認する。		記 録	
(3) 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録により確認する。		記 録	
<p>備 考：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。 			

保 管 能 力 検 査 記 録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

検査範囲	プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、 廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、 固体廃棄施設のうち、 固体廃棄施設の構造のうち、 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設 (3階保管室の一部)		
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法	
面積が771.85m ² 以上であること。			
備 考： <ul style="list-style-type: none"> ・本検査で確認した申請者の記録等を別紙－ 1 1 に示す。 			

検査用計器一覧表

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

1) 本設計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

2) 本設計器以外の計器

検査項目	機器名称	計器番号	測定範囲	精度	校正年月日	備考
					校正有効期限	

記 録 一 覧 表

検査年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
検査場所：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備 考

I. 確認の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、令和元年5月10日付け令01原機(P)001（令和元年7月25日付け令01原機(P)002、令和元年9月6日付け令01原機(P)004及び令和元年9月13日付け令01原機(P)005をもって一部変更）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第55条の2第1項に基づき、核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の2第2項に係る申請のあった同機構核燃料サイクル工学研究所使用施設等に関する施設検査申請書を確認した結果、本申請は使用規則第2条の5（工事の技術上の基準）に適合しているものと認められる。

II. 申請内容

1. 申請の概要

本申請は、原子力機構核燃料サイクル工学研究所の核燃料物質使用施設等の施設検査に係るものであり、プルトニウム廃棄物処理開発施設に管理区域境界閉止壁の設置及び第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設3階保管室の一部を固体廃棄施設への変更を行うものである。

2. 施設区分

プルトニウム廃棄物処理開発施設のうち、
使用施設の位置、構造及び設備のうち、
使用施設の構造のうち、
プルトニウム廃棄物処理開発施設（管理区域境界閉止壁）

廃棄施設の位置、構造及び設備のうち、
固体廃棄施設のうち、
固体廃棄施設の構造のうち、
第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設（3階保管室の一部）

III. 確認の方針

1. 確認の方針

施設検査申請書の工事の内容が、許可に基づくものであること及び使用規則第2条の5（工事の技術上の基準）各号に適合しているかを確認する。

2. 確認の方法

- (1) 確認は、原子力機構が提出した施設検査申請書に基づき行った。
- (2) 確認に当たっては、本申請に係る使用許可、使用規則等を用いた。

IV. 確認内容

本申請に係る工事の内容が、使用変更許可申請書に基づいた設計方針によるものであること及びその結果が、使用規則第2条の5（工事の技術上の基準）に適合していることについて確認を行った。

その概要は、以下のとおりである。

1. 使用規則第2条の5（工事の技術上の基準）の適用条項について

第2号、第3号、第5号、第8号～第35号については、変更がないため、該当しない。

プルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁の設置については、以下の条項に該当する。

- 第1号（閉じ込めの機能）
- 第4号（汚染の除去）
- 第6号（火災等による損傷の防止）
- 第7号（立ち入りの防止）

第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の3階保管室の一部を固体廃棄施設へ変更し、固体廃棄物の保管能力を増加するものであり、以下の条項に該当する。

- 第36号（使用の変更の許可の申請書の記載事項及び許可条件）

2. 使用変更許可申請書の許可の要求事項に基づいて施設検査申請書の記載の適切性についての確認

2. 1 プルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁の設置

2. 1. 1 閉じ込めの機能（使用規則第2条の5第1号）

使用規則第2条の5第1号において、
使用施設等は、次に掲げるところにより、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように施設すること。

イ 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核

燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

ロ 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいするおそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

ハ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（使用済燃料を除く。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）するセル等又は再処理研究設備（再処理の研究の用に供する設備であつて、気密又は水密を要するものをいう。）をその内部に設置するセル等は、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

ニ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄するセル等は、当該物質がセル等外に漏えいするおそれがない構造であること。

ホ 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

ト セル等がその内部を負圧状態に保つ必要があるものであるときは、当該セル等は、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。

チ 液体状の核燃料物質等を使用し、貯蔵し、又は廃棄する設備が設置される施設（液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、当該物質が当該施設内に漏えいした場合にも、これが施設外に漏えいするおそれがない構造であること。

と規定されている。

本申請は、新たに管理区域境界閉止壁を設置したものであるため、以下の要件に該当する。

ヘ プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を使用し、貯蔵し、又は廃棄（保管廃棄を除く。）する室並びに核燃料物質による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

本申請は、プルトニウム廃棄物処理開発施設と旧プルトニウム廃棄物貯蔵施設との連絡通路として利用されシャッターが設置されていた箇所を、

管理区域境界とし閉止壁を設置するものである。

閉止壁の設計条件は「室内を負圧状態に維持できること」としており、閉じ込め機能を満足することを確認した。

以上より、本申請に係る工事の対象である管理区域境界閉止壁は、核燃料物質による汚染の発生のおそれのある室として、その内部を負圧状態に維持し得るものであると認められる。

2. 1. 2 汚染の除去（使用規則第2条の5第4号）

使用規則第2条の5第4号において、

使用施設等のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものであること。

と規定されている。

本申請は、新たに管理区域境界閉止壁を設置したものであるため、除染作業が容易な材料等を用いた塗装等の仕上げを施すとしている。

プルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁については、変更前は連絡通路として利用されシャッターが設置されていた箇所を、管理区域境界とし閉止壁を設置するものである。当該管理区域境界閉止壁のコンクリート表面には塩化ビニル樹脂エナメル塗装をすることを確認した。

以上より、本申請は、人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすい仕上げがなされているものと認められる。

2. 1. 3 火災等による損傷の防止（使用規則第2条の5第6号）

使用規則第2条の5第6号において、

使用施設等は、次に掲げるところにより、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するための措置が講じられているものであること。

イ 火災又は爆発の影響を受けることにより使用施設等の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備（警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）を施設すること。

ロ イの消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがない

ものであること。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

ニ 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものであること。

ホ 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するセル等及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられているものであること。

と規定されている。

本申請は、新たに管理区域境界閉止壁を設置したものであるため、以下の要件に該当する。

ハ 火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられているものであること。

本申請は、使用許可書で、鉄筋コンクリート造耐火構造としており、プルトニウム廃棄物処理開発施設の管理区域境界閉止壁については、鉄筋コンクリート造耐火構造を確保した材料及び構造とすることを確認した。

以上より、本申請は、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、不燃性の材料を使用し、適切な防護措置が講じられているものであると認められる。

2. 1. 4 立ち入りの防止（使用規則第2条の5第7号）

使用規則第2条の5第7号において、

使用施設等は、次に掲げるところにより、人がみだりに管理区域内及び周辺監視区域内に立ち入らないような措置が講じられているものであること。

イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

ロ 周辺監視区域には、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識が設けられていること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

と規定されている。

本申請は、新たに管理区域境界閉止壁を設置したものであるため、以下の要件に該当する。

イ 管理区域の境界には、壁、柵その他の区画物及び標識が設けられていること。

本申請は、プルトニウム廃棄物処理開発施設の変更前は連絡通路として利用されシャッターが設置されていた箇所を、管理区域境界とし閉止壁を設置することを確認した。

以上より、本申請は、管理区域の境界に壁が設置され、人がみだりに管理区域内に立ち入らないような措置が講じられていると認められる。

2.2 第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の3階保管室の一部を固体廃棄施設へ変更

2.2.1 使用の変更の許可の申請書の記載事項及び許可条件（使用規則第2条の5第36号）

使用規則第2条の5第36号において、
使用施設等は、前各号に定めるもののほか、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであること。
と規定されている。

本申請は、第二プルトニウム廃棄物貯蔵施設の3階保管室の一部を固体廃棄施設へ変更し、固体廃棄物の保管能力を増加するものであり、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則第24条の廃棄施設において、保管廃棄するために必要な容量を有するものであることから、3階保管室の一部を固体廃棄施設へ変更することで、固体廃棄物の保管能力として200リットルドラム缶換算で36000本保管するために必要な保管面積（6000m²以上）が確保されていること及び3階保管室の一部に変更した面積が771.85m²以上とすることを確認した。

以上より、本申請は、法第五十二条第一項又は法第五十五条第一項の使用又は変更の許可の申請書及びこれらの許可の際に付された条件を記載した書類に記載したところによるものであると認められる。

以上